利用契約書

法人名：株式会社HABIRECO

ハビリカ訪問看護ステーション

契 約 書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「ご利用者」）と、株式会社HABIRECOの営むハビリカ訪問看護ステーション（以下、「事業者」）は、事業者がご利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第１条　（契約の目的）

事業者は、ご利用者に対し、この契約書にしたがって、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持・回復を図るために、訪問看護のサービスを提供します。ご利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第２条　（契約期間）

1. 本契約の期間は、契約締結の日から、ご利用者が契約終了の意思を表示されるまでとします。ただし、第９条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日とします。

第３条　（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の指示に基づいて、ご利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成し、ご利用者およびその家族に対して説明を行い、ご利用者およびその家族の同意を得るものとします。
2. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 1. ご利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 2. ご利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合

第４条　（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第５条　（訪問看護サービスの内容）

1. ご利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、ご利用者およびその家族に説

明を行います。

3. 事業者は、ご利用者の居宅に従業者を派遣し、第３条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【重要事項説明書】に定めた訪問看護のサービスを提供します。

第６条　（サービス提供の記録）

1. 事業者は、ご利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も５年間保管します。
2. 法的に必要な時は、ご利用者の求めに応じてその写しを交付いたします。ただし、複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

第７条　（料金）

1. ご利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【重要事項説明書】に定める料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. ご利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者の負担とします。

第８条　（料金の変更）

1. 契約有効期間中、関係法令の改正によりご利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかにご利用者に対し改定の施行時期および改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
2. ご利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
3. ご利用者が料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し意思表示することにより、契約を解約できます。

第９条　（契約の終了）

1. ご利用者の解約権

 ご利用者は、予め主治医の同意を得た上で、解約希望日の１週間前までに、事業者に対して意思表示(口頭など)をすることで、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情がある場合、または次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約の解約ができます。

 1. 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 2. 事業者が守秘義務に反した場合

3. 事業者がご利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

2. 事業者の解除権
次の事由に該当した場合は、事業者より通知することで直ちにこの契約の解除ができます。

1. ご利用者のサービス利用料金の支払いが２ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、その日から１０日以内に支払われない場合
2. ご利用者またはその家族などが、事業者や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為(暴力、暴言、口頭によるものを含む威嚇、怒鳴る行為、性的な発言等のハラスメント)・背信行為(度重なる連絡のない不在等)を行った場合

3. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
1. ご利用者が長期にわたり医療機関への入院または介護施設への入所の場合
2. ご利用者が死亡した場合

第１０条 （従業者の交替）

1. ご利用者のご事情により従業者の変更を希望される場合は、業務上不適当と思われる事情、若しくは変更を希望する理由を明らかにし、当事業所までご相談ください。
2. 事業者は、選任された従業者が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の従業者を人選し、ご利用者およびその家族に連絡します。
※ ご利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第１１条 （サービスの中止）

1. ご利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後５時までに電話などで通知をすることで、サービスの利用を中止することができます。

第１２条 （秘密保持）

1. 事業者は、サービス提供にあたって知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、ご利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、ご利用者およびその家族の当該会議で個人情報を共有することについて、本契約をもって同意したとみなします。

第１３条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、ご利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第１４条　（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第１項の場合において、ご利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第１５条　（身分証携行義務）

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第１６条　（協力義務）

ご利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第１７条　（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、主治医、相談支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第１８条　（相談・苦情対応）

事業者は、ご利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応いたします。

第１９条　（本契約に定めのない事項）

1. ご利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、健康保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第２０条　（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、ご利用者および事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　西暦 2026　　年　　月　　日

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	2026年　　月　　日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市旭区大宮１丁目１４－１９　メゾン和光２０２号室
	法人名	株式会社HABIRECO
	代表者名	高野　隼
	事業所名	ハビリカ訪問看護ステーション
	説明者氏名	佐野　哲郎

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	
代理人	住　所	
	氏　名	

利用契約における個人情報使用同意書

私（ご利用者およびその家族）は、以下の内容に従い、事業所の職員が個人情報を必要最小限の範囲で使用・提供することに同意します。

(※) ご署名いただいたご家族様の個人情報を含みます。

西暦　2026　年　月　日

事業所	住　所	大阪府大阪市旭区大宮１丁目１４－１ ９メゾン和光２０２号室		
	事業所名	ハビリカ訪問看護ステーション		
ご利用者	住　所			
	氏　名			
代理人	住　所			
	氏　名		続柄	
使用する目的	（１）サービスの申込およびサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、サービス担当者会議において私へのサービス提供および状態説明に必要なため （２）サービス提供に関し、個人情報の提供を必要とする主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所等からの私のサービス等に関する照会への回答のため （３）サービスの提供に関すること以外で、医療保険・介護保険請求事務などに関する場合や、緊急時等において、ご利用者の生命その他の権利・利益を保護するため			
利用期間	サービス提供契約期間に準ずる。(保存方法、保存期間および廃棄方法については、適用される法律のもとに管理・処分すること。)			
利用条件	個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。			

ハビリカ訪問看護ステーション